

平成25年第3回北海道議会定例会 代表質問

年月日 平成25年9月13日(金)
 質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>一 知事の政治姿勢について (一) 道州制について 1 自治のあり方に対する知事の方針について 民主党・道民連合議員会を代表して質問させていただきます。</p> <p>参院選後の国会は、参院の人事を行ったのみで閉会、その後もTPPや福島原発の高濃度汚染水問題等の重要課題が山積しているにもかかわらず、委員会すら開かれぬ異常な事態が続いており、国民生活や地方自治にとって重要な課題が、国会のチェックも受けぬまま判断されていくという憂慮すべき状況となっていますことから、まず、国の動向に関して、知事の見解を伺います。</p> <p>秋の臨時国会に「道州制推進基本法案」が提出される動きがあります。</p> <p>全国知事会でも「道州制に関する基本的考え方」を取りまとめたようですが、自治の形を変えるということは大きな変革を伴うものであり、単に「大阪都構想」のような統治機能の変更だけに歪曲されたような内容であってはならないものと思います。未来につながる自治のあり方に関わる理念や、道州制の必要性、出先機関のあり方、中央政府の縮小・再編と道州とのあり方、補完の原理、基礎自治体のあり方などが示されなければなりません。</p> <p>一方、北海道は、これまで道州制をモデル的に推進してきた経緯がありますが、今後の道州制を含めた自治の形につきまして、知事の基本的な認識をお聞きいたします。</p> <p>2 メリット、デメリットについて</p> <p>新しいことを構想し、推進していく場合には、必ずメリット、デメリットの双方が俎上に上るわけですが、現行の国・都道府県・市町村という行政の仕組みと、新たな国・道州・基礎自治体という仕組みにおけるメリット、デメリットについて、知事は、どのように考えられているのかをお聞きします。</p> <p>(三) 国民議論について</p> <p>身近な自治のあり方が大きく変わる場合、当然のことながら国民的議論と地方での議論、自治体における議論が必要となってくるでしょう。</p> <p>知事はどのような進め方、手続きがベストとお考えなのかをお聞きします。</p>	<p>(知事)</p> <p>自治のあり方についてであります。道においては、地域のことは地域が自ら決定できる新たな時代にふさわしい分権型社会の構築を目指し、これまで、国の義務付け・枠付けの見直しや、道州制特区を活用した国からの権限移譲、道から市町村への事務・権限の移譲などに取り組んで参ったところでもあります。</p> <p>現在、与党などにおいて、道州制の基本法案の検討が行われておりますが、道といたしましては、国から地方に権限や財源が大幅に移譲され、基礎自治体である市町村が、地域の総合的な行政主体としての役割を担い、道州は、広域的な調整や市町村を補完する役割などを担うことにより、地方の自主性・自立性を高めていくことが何より重要と考えます。</p> <p>(知事)</p> <p>道州制における課題などについてであります。道州制の導入により、国から地方に権限や財源が大幅に移譲された場合には、地方の裁量権が強化され、自主的な施策の一層の推進が図られるものと考えますが、一方で、道内の町村はもとより、全国町村会などから、道州制における基礎自治体のあり方や、道州間における財源調整の仕組みなどの課題が指摘されるとともに、道州間や道州内の地域間格差の拡大といった懸念も生じているところであります。</p> <p>私といたしましては、今後の道州制の検討に当たっては、こうした課題や懸念が払拭され、真に住民生活の向上に資するような道州制議論が行われる必要があるものと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>今後の議論のあり方などについてであります。道州制は、国と地方の役割分担を見直し、国の権限と財源を大幅に地方に移譲するなど、この国のかたちを根本から作り替える大きな改革でありますことから、道州制の検討に当たっては、地方の意見を聞く場がしっかりと確保された上で、国と地方が共通の認識に立ち、十分な時間をかけ、幅広く国民的議論が行われることが重要であると考えているところであります。道といたしましては、北海道市長会、町村会などとも連携を図りながら、全国知事会などを通じて、こうした考え方を国に働きかけて参ります。</p>

質 問	答 弁
<p>(二) 財政健全化について</p> <p>安倍政権の財政運営は、大幅な財政出動を行いながら、その一方で財政の健全化も目指すとしています。</p> <p>言い換えれば、大量に印刷した札束のツケを国民と地方にまわすということであり、相反する二つのこと、いわば「二兎を追う」ということを始めたわけです。</p> <p>そして、財政健全化については、国と地方のプライマリーバランスを2015年度までに2010年度のGDPに比較して、赤字の半減を目指し、2020年度には黒字化する、さらに、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引き下げを目指すという目標を示しているわけですが、北海道の知事として、足下の北海道の財政に関わり、この目標は達成できるとお考えなのか所見をお伺いいたします。</p> <p>(三) 高校の授業料について</p> <p>民主党政権において、高校授業料の無償化という画期的な教育改革を行い、その結果、世帯所得の状況によって、途中退学を余儀なくされていた生徒の割合は大きく改善をされました。</p> <p>しかし、自公政権はこの制度に所得制限を持ち込むことを決定し、来年4月から実施するとされていることから、今後、その方向に向かうものと思います。しかし、所得制限を持ち込む場合、所得の決定の時期一つ見ても疑問が生じる判断と言わざるを得ません。</p> <p>ご存知のとおり、前年度所得が決定されるのは6月であります。4月からの入学には物理的に合わなくなることから、前々年度の所得が対象ということになるのでしょうか。</p> <p>現在は、雇用の流動化が年々強まっていることから、仮に、子供の入学時に失業していても、前年や前々年の所得が対象になるのだとすれば、実態とかけ離れたこととなります。</p> <p>いずれにしても、道をはじめとする自治体の事務量が膨大なものとなるわけですが、その対処についてお聞きをいたします。</p> <p>(四) 平和について</p> <p>1 内閣法制局見解について</p> <p>安倍内閣は、憲法96条の改正を足がかりに9条を改正し、国防軍を創設、併せて集団的自衛権の行使を目論みましたが、参議院では憲法改正の要件である3分の2に届かなかったこと、国民の多くが反対していることなどから、解釈改憲に路線を変更し、内閣法制局長官の首をすげ替え、集団的自衛権の行使容認に積極的とされる小松一郎氏を任命、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」、通称「安保法制懇」の議論を8月に始め、年末までに策定される「新防衛計画の大綱」に盛り込む考えのようです。</p> <p>その上で、菅官房長官は、来年の通常国会において、集団的自衛権を行使できる法律を作ると、大胆にも記者発表しました。</p> <p>内閣法制局は、これまで、「日本は国際法上、集団的自衛権は保有しているが、憲法9条があるので行使はできない」と判断してきましたが、知事はこの解釈についてどのような見解をお持ちなのかお聞きをします。</p> <p>2 集団的自衛権について</p> <p>日米安保条約は、契約当事者の一方だけが義務を負う「片</p>	<p>(知事)</p> <p>国の財政運営についてであります。国においては、本年6月に、いわゆる「骨太の方針」、8月には、その具体的な道筋を示す「中期財政計画」を策定をし、現在、これに即して国の財政健全化に向けた様々な取組が進められているところであります。</p> <p>私としては、国において、歳入・歳出両面の改革に取り組み、財政の健全化を図っていくことは大変重要なことと受け止めておりますが、地域経済や国民の暮らしに大きな影響を及ぼすことはあってはならないことであり、その実施に当たっては、経済社会情勢の変化に対応しつつ、人口減少や高齢化が進行する地域の実情や国を上回る行財政改革を進めてきた地方の厳しい財政状況などに十分配慮しながら進められることが必要であると考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、高校の授業料についてであります。現在、国においては、保護者の経済的な負担軽減を図る授業料無償化制度に関し、所得制限を導入して、低所得の方々への奨学給付金を創設するなどの見直しについて、来年4月からの実施を目指し、検討が進められていると承知をいたしております。</p> <p>私といたしましては、この度の制度の見直しは、将来を担う子どもたちが安心して勉強に打ち込める環境づくりにしっかりと結びつくよう、国において適切に対応していただくことが必要であると考えているところであり、全国知事会を通じて、文部科学省に対し、制度の見直しに伴い事務量の増大が見込まれる中、事務手続の簡素化や、地方への財政措置、さらには、受験生及び保護者への十分な周知期間の確保などについて申し入れを行っているところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>集団的自衛権についてであります。集団的自衛権は、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、我が国において、その行使は憲法において許容される自衛権の範囲を超え、許されないとするのが政府の憲法解釈であると認識をいたします。</p> <p>政府において、我が国周辺の安全保障を取り巻く環境の変化を踏まえ、集団的自衛権の問題について今後検討が行われていくものと承知をいたしておりますが、この問題については、国民への説明とともに、国政の場で議論を尽くしていただきたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、安全保障条約との関係についてであります。政府</p>

質 問	答 弁
<p>務性」を前提として成立した体制であることはご存じの通りであり、第5条、第6条に明記されています。</p> <p>具体的には、米国は日本に対する防衛義務を有しますが、日本は米国が他国から攻撃を受けても防衛する義務は無く、代わりに日本国内に米軍基地を置き、地位協定によって主権の一部を譲渡する特権を認めているというものです。</p> <p>解釈改憲などで集団的自衛権を行使することになれば、日米安保条約は「片務性」から双方が義務を負う「双務性」に切り替わることになり、そうなれば国内の米軍基地の返還はもちろん地位協定の撤廃をしなければならないことになるわけですが、知事は、この安保条約と集団的自衛権の行使についてどのような見解をお持ちなのかお聞きをします。</p> <p>3 秘密保全法について</p> <p>政府は秋の臨時国会に「秘密保全法案」を提出する方針を明らかにしています。</p> <p>政府が一方的に「特別秘密」に指定をすれば、それを漏らした公務員はもちろん、事業委託を受けた独立行政法人、民間事業者、また、「特定取得行為」として、特定秘密を知ろうとした者全てを罰することができるという法律で、当初、この中に「公共安全と秩序の維持」も含まれておりましたが、この公共安全と秩序の維持を、安全脅威活動の防止に代えても、それはその概念は広く、国民に知らせると都合の悪い情報を「特別秘密」に指定をすれば、それを知ろうとした者全てを罰する事が出来ることとなります。</p> <p>福島第一原発事故や汚染水漏れも、それらの情報は、今後、特別秘密に入るのではと思われまます。</p> <p>「特別秘密」の対象が広く曖昧であることから、国民の知る権利が剥奪され、表現の自由を阻害することになることは明らかであり、国による情報の統制とコントロールがなお一層強まることから、報道関係から強い反対があり、報道関係を対象から外すようですが、それも限定的なようです。</p> <p>知事は、この秘密保全法についてどのような見解をお持ちなのかお聞きをいたします。</p> <p>二 道の行財政運営について</p> <p>(一) 平成24年度決算について</p> <p>次に、道の行財政運営について伺います。</p> <p>今定例会に提出された平成24年度の道の一般会計の決算は形式収支で17億1,700万円、実質収支で2億1,100万円の黒字を辛うじて保ちました。</p> <p>実質収支については、平成17年度に4億2,800万円の赤字に転落後、翌年の18年度に4億2,600万円の黒字に回復し、それ以降は黒字額は数億から十数億円程度と、3兆円近くの財政規模である道の決算額としては、その黒字の規模は極めて小さいものとなっています。</p> <p>まさに綱渡りの財政運営が続いているわけですが、平成24年度決算についての知事の認識を伺います。</p> <p>(二) 平成25年度の財政運営について</p> <p>7月に今年度の普通交付税が決定しましたが、交付税算定時点で当初予算額割れを起こした昨年度とは異なり、臨時財政対策債を含めた総額では8,648億円と、当初予算額を約38億円上回る結果となりました。</p> <p>今年度の当初予算時点での収支不足額は140億円と過去</p>	<p>において、我が国周辺の安全保障を取り巻く環境の変化を踏まえ、集団的自衛権の問題について今後検討が行われていくものと承知をいたしておりますが、私といたしましては、日米間で締結されている安全保障条約との関係も含め、国政の場で議論を尽くしていただきたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、特定秘密の保護に関する法律案についてであります。この法律案は、政府において、国及び国民の安全の確保を図る上で、政府が保有する重要な情報を保護する制度の整備が不可欠であるとの認識のもと、検討が進められていると承知をいたしております。</p> <p>私といたしましては、国民の知る権利や取材の自由などを尊重し、国民の基本的な人権を不当に侵害することのないよう、十分な検討がなされるべきものと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>平成24年度決算についてであります。24年度の予算編成においては、「新たな行財政改革の取組み」の後半期の方向性に沿って、徹底した行政コストの削減など、様々な対策を講じてまなほ、収支不足額が生じたため、国直轄事業負担金の一部について計上を留保いたしたところであります。</p> <p>このため、道税や遊休資産の売却促進などの歳入の確保はもとより、事務作業の効率的な執行に取り組むなどして、可能な限り収支不足額の解消に努めた結果、24年度決算は、約2億円の黒字を確保することができたところであります。道財政は、引き続き極めて厳しい状況にあると認識しており、持続可能な財政構造を早期に確立できるよう、今後とも、行財政改革を着実に進めてまいる考えであります。</p> <p>(荒川副知事)</p> <p>25年度の収支見通しなどについてであります。本年度の当初予算においては、140億円の収支不足額が見込まれたところでありまして、給与減額措置の影響額や普通交付税等の決定額が見込額を上回ったことを勘案いたしましても、なお40億円程度の収支不足額への対応が必要な状況であり</p>

質 問	答 弁
<p>最大でありましたが、第2回定例会での国家公務員の給与削減措置に準じた道職員の給与削減による財政効果が70億円とされており、今回の交付税の増分と合わせれば既に110億円が穴埋めでできており、今定例会での補正財源を考慮しても、実質的な収支不足額は30億点程度に縮減しています。</p> <p>加えて、例年どおりであれば、今後、発行条件の確定に伴う大幅な道債償還費の縮減も見込まれることから、最終的には本年度の収支不足額を解消してもなお、相当程度の余剰財源が発生するのではないかと思われませんが、知事の認識を伺います。</p> <p>併せて、こうした余剰財源が見込まれる場合、その財源は国から強制された給与削減の結果生じたものであり、来年度は給与の独自縮減措置を緩和するなど、職員に還元すべきである考えますが、併せて所見を伺います。</p> <p>(三) 指定管理者制度について</p> <p>次に、指定管理者制度について伺います。</p> <p>道では、危機的な財政状況に対応するために行財政改革の取り組みの一つとして、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、46の公の施設について、指定管理者による施設の管理運営が行われています。</p> <p>そのほとんどの施設は、今年度末で第2期指定期間が満了し、来年度からは次期指定期間に入ることになり、今定例会には、これらの指定管理業務に係わる管理費用に関する債務負担行為の設定が提案されています。</p> <p>わが会派としては、指定管理者制度導入以降、その効果や問題点などについて、道議会の場において議論を重ねてきたところでありますが、導入後8年を経た現在、あらためて、道民サービスや運営効率化といった、指定管理者制度導入の目的と効果がどう果たされているのか伺いますとともに、来年度の次期指定に際して、解決すべき課題をどう認識しているのか伺います。</p> <p>三 原発政策、エネルギー政策について</p> <p>(一) 福島原発高濃度汚染水について</p> <p>福島原発の高濃度汚染水は、極めて深刻な問題となっております。</p> <p>冷却に用いられている水の行き場所がないこと、もともと同原発地下には、流量の大きな地下水脈があることなどが明らかになってきたにもかかわらず、2年半にわたり場当たりの対応に終始してきた結果、高濃度汚染水を海に垂れ流し続ける事態を作った東電と国による人災であります。</p> <p>公表が参議院選挙の投開票の翌日であったこと、問題への対応が東京オリンピック招致活動との関係で先延ばしにされたことなど、全く反省の見えない東電や政府の対応の不誠実さには目に余るものがあります。</p> <p>汚染水の海への流出は、福島沿岸のみならず、わが国全体、そして本道にとっても、深刻な影響をもたらしますが、汚染水の流出について知事の所見を伺うとともに、今後の対応についても伺います。</p> <p>(二) 今後のエネルギー政策について</p> <p>昨年5月5日、泊原発3号機が停止して以来、1年4ヶ月</p>	<p>ます。</p> <p>このような中、例年、公債費を含めた歳出予算の不用額が一定程度生じてはおりますものの、現時点では、金利の動向による影響額等を的確に見込むことが困難なところでございます。</p> <p>道としては、本年度の収支不足の解消に向けて、道税や遊休資産の売却収入などの歳入確保に努めますことはもとより、内部管理経費や維持費などについて、これまで以上の効率的な執行や節約を行うことなどにより、最終的に収支の均衡が図れるよう、全庁をあげて取り組んでまいります。</p> <p>また、平成26年度におきましても、なお多額の収支不足が見込まれておりますことから、来年度の予算編成作業を通じ、その解消に向けた取組を進めていかなければならないと考えておりまして、今後の地方財政を取り巻く状況をはじめ、収入見込みや行財政改革の取組等を踏まえた収支見直しを見極め、収支対策を精査してまいります考えであります。</p> <p>(荒川副知事)</p> <p>次に、指定管理制度についてであります。平成18年度の制度導入以降、休日・夜間の開館や利用料金の各種割引が実施されるなど、指定管理者の創意・工夫による新たな取組が行われますとともに、予算面におきましても運営コストの縮減が図られるなど、道民サービスの向上と運営効率化の両面で効果をあげているものと考えております。</p> <p>また、制度の運用状況につきまして、政策評価において民間有識者からご意見をいただきましたほか、指定管理者と意見交換を重ねてきたところでありまして、その結果として、来年度からの指定に向け、負担金の積算根拠の公開や施設の特性に応じた指定期間の柔軟な設定等について、見直しを実施したところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、道民サービスの向上と運営の効率化が図られるよう、指定管理者制度の効果的な運用に取り組んでまいります考えでございます。</p> <p>(知事)</p> <p>福島原発からの高濃度汚染水の流出についてであります。道では、これまで国に対し、全国知事会などを通じて、汚染水の海洋への流出等が生じないよう要請を行ってきたところであり、今回の流出は周辺地域の復興対策を進める上でも、様々な影響が出るものと懸念され、誠に遺憾であります。</p> <p>道としては、これまで、環境への影響把握や風評被害の防止のため、道内各地の空間放射線量の測定のほか、海水、海水浴場、水道水などのモニタリングを行い、その結果をホームページ等で公表しているところであり、これまで、全ての調査結果が、基準値内となっております。</p> <p>この度の福島の事故は、未曾有の事態であり、本道にとっても、様々なことが懸念されることから、引き続き、国や関係機関と連携をし、道内の必要なモニタリングを行い、正確な情報を公表・発信するとともに、国に対し、事態の収拾、被災地域の早期の復興に向け、万全の対策を講ずるよう、要請してまいります考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>今後のエネルギー政策についてであります。本道におい</p>

質 問	答 弁
<p>が過ぎました。</p> <p>北海道は「脱原発」の視点に立った「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」を全国で唯一もっていますが、泊原発が動かなかった1年4ヶ月間を、条例の目標実現に向けた貴重な経験として検証し、原発に頼らない生活と社会を築くために大いに役立てるべきだと思います。</p> <p>北海道の厳しい冬そして豪雪、近年に無い記録的な暑い夏を含め、この1年4ヶ月間、原発抜きで過ごすことが出来たことは、道民の節電意識の高さとそれが習慣化された結果であることは言うまでもなく、大きな省エネの成果は大きな自信に繋がり、再生可能エネルギーの普及に向けた課題についても明らかとなったと思います。</p> <p>さて、風力や太陽光など、北海道に豊富に賦存する資源を活用するには、送電網や北本連系線の整備が急がれますが、道にはこうした問題を参酌し、早急に政府や北電に積極的に提言すべきであることはその論を俟ちません。</p> <p>「北海道省エネ・新エネ推進会議」の活用などによって、道民や事業者などが参加した「北海道エネルギービジョン」の策定を早急に取り組むべきと考えますが、この1年4ヶ月間を道はどう評価し、これからのエネルギー政策にどのように生かしていくお考えなのかお伺いいたします。</p> <p>(三) 北電の再稼働申請への対応姿勢について</p> <p>北海道電力は、原子力規制委員会に対し泊原子力発電所の再稼働申請を行いました。7月23日の審査会合では、泊1号、2号機の申請において、構造が異なる3号機のデータを用いていたため審査が保留となり、原子力規制委員会の田中俊一委員長は「他人の回答を使った代替受験みたいなもので、これでは審査のしようが無い」と北電を強く批判、また、24日の記者会見においても、安全審査の申請に不備が目立つ点について、「以前に厳しく指摘したのに、電力会社は身にしみていないところがある」と苦言を呈しました。</p> <p>津波の想定高さや断層の評価など、それ以外にも指摘された点も多く、北電のこうした姿勢は、再稼働を急ぐあまり、準備不足のまま申請に踏み切ったと思われるも仕方が無いものと考えますが、このような北電の対応について、知事の見解を伺います。</p> <p>(四) 電力料金値上げについて</p> <p>今月1日、電力料金の値上げが行われました。オール電化は北海道の冬など、火を使わない安全なエネルギーとして、高齢者世帯などを中心に普及、年金生活などの家計に大きな影響が出る他、一般家庭においても負担感が強く、道内の消費を冷え込ませる一因となると考えるものであります。</p> <p>また、企業にとっては経営に影響が生じることは明らかであり、不安の声も大きく、道内企業に対するアンケート調査によれば、電気料金値上げが経営に何らかの影響を及ぼすと答えた企業は88%に達しています。値上げによる経費増は企業の利益減収をもたらす、道内景気の低迷をさらに招くことに繋がると考えますが、今回の電気料金値上げが道民生活、道内経済にどのような影響を及ぼすと認識されておられるのかお伺いします。</p>	<p>ては、昨年の夏以降、道民や企業の皆様のご協力のもと需給両面からの対策により、需給ひっ迫という事態には至っていないものの、依然としてフル稼働が続く火力発電所の計画外停止や災害等に伴う停電などが発生する中、厳しい冬を持つ北海道にとって、暮らしや産業の安全と安心を確保する上で電力の安定供給の重要性を改めて認識をいたしているところであります。</p> <p>一方、新エネルギーは、現時点では、安定した電源として活用するには多くの課題を有しているところでありますが、持続可能で、温暖化対策など環境に優しい有効なエネルギーであり、中長期的な導入拡大が求められているところであります。</p> <p>私としては、地域の関係者や企業の皆様との連携を密にし、エネルギーの地産地消を推進するとともに、国に対し、本道のポテンシャルを十分に活かした新エネルギーの導入拡大に向け、北本連系線を含む送電網の増強や蓄電技術の開発促進などを働きかけながら、当面する需給の安定確保はもとより、中長期的に、社会経済の変化に柔軟に対応するエネルギーの多様化を図っていくことが重要と考えます。</p> <p>(知事)</p> <p>審査に対する北電の対応についてであります。原子力発電所は何よりも安全性の確保が最優先であり、規制委員会による厳正な審査と、これに対する北電の真摯な対応が必要です。道では、その旨北電に対し伝えているところであります。</p> <p>こうした中で、北電の申請に対し、規制委員会から新たな規制基準に基づき、専門の見地から、厳しく指摘がなされたことは憂慮すべきものと受け止め、道として、北電に対して、これらの指摘を踏まえた、規制委員会の審査に真摯に対応するよう、改めて申し入れを行ったところであります。</p> <p>いずれにいたしましても、北電においては、事業者として安全性の向上に向け、不断の取組を進めてほしいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>電気料金の値上げについてであります。本道経済が持ち直しの動きを見せる中、この度の値上げにより、人命を預かる医療機関や地域経済を支える中小企業などにおいては、自ら支払う電気料金や仕入れ価格の上昇などによりコストが増加する一方で、価格転嫁は難しい状況にあり、経営を圧迫するなど道民生活や地域経済への大きな影響を及ぼすものと認識をいたします。</p> <p>こうしたことから、北電においては、最大限の企業努力を行うとともに、道民の皆様に向けて、効果的な節電対策の周知を図るなどサービスの徹底に努めるよう伝えたとあります。</p> <p>また、道といたしましては、今後、産業や医療・福祉分野などの具体的な影響の把握に努めるとともに、原料等高騰対策特別資金の一層の周知や金融機関への弾力的な融資等の要請のほか、各振興局の経営相談窓口も活用するなどしてきめ細やかな対策に努めてまいりたいと考えております。</p>

質 問	答 弁
<p>四 TPPについて</p> <p>(一) 情報の確保について</p> <p>知事は、TPP問題に関して、「国からの情報提供や説明は未だ不十分であり、議論を行うことすらできない状況にあり、国民、道民合意のないままでのTPP協定への参加には反対するという、揺るぎない姿勢で取り組む」と、繰り返し答弁されてまいりました。しかし、交渉官をはじめとする政府は、4年間に及ぶ機密保持契約を結んでいることから、交渉内容等については「最後の瞬間まで言わない」との姿勢を示しています。道はTPP合会に職員を派遣しておりますが、知事や道民が必要と求めている情報の確保は極めて厳しいと言わざるを得ません。</p> <p>知事として、道民が必要としている情報を得る手だてをどのように考えられているのかお伺いします。</p> <p>(二) TPPに関する道の姿勢について</p> <p>また、政府はブルネイ合会では約9千ある交渉対象のうち関税を撤廃する品目の割合を、現在各国に表明している80%から90%に引き上げる検討に入ったと伝えられており、「聖域」とする品目の一部に自ら手をかけ、ISD条項にも前のめりになるなど、これはTPP交渉の参加における自民党TPP対策委員会での「TPP対策に関する決議」において盛り込まれた6項目にも反し、これらが守られなければ「脱退」「批准しない」という自民党の考え方に安倍首相も了承したものであることから、安倍首相は与党自民党にも平然と二枚舌を使う狡猾さであり、このことだけでも、自民党は政府に対峙しなければならないことは必然と考えます。</p> <p>今後のスケジュールでは、9月のワシントン首席交渉官会議、そして10月におけるAPECではTPP首脳合会において大筋合意、年内の交渉妥結となっており、予断を許されない状況となっています。</p> <p>知事においては、北海道が掲げてきた「TPPには、断固として反対」という姿勢をあらためて明確にして、国に対し強く求めていくなどの行動を展開すべきと考えますが、大詰めのTPP交渉に対しその決意を伺います。</p> <p>五 経済・雇用対策について</p> <p>(一) 道内経済の現状認識について</p> <p>次に、経済・雇用対策について伺います。</p> <p>道の調査によれば、本道経済は、穏やかな持ち直しの傾向が続いているとされています。確かに数字上は、多くの業態で前年同月比の売り上げが微増していますが、依然として厳しい状況にあることは間違いありません。</p> <p>この夏は、暑さもあり、全体として個人消費が伸びたようですが、地域を回っていますと、「景気の好転が実感されず伸び悩み」との声も多く聞かれます。</p> <p>来年には消費増税も予定されており、アベノミクスの恩恵を感じられない本道経済にとっては、更なる景気悪化が懸念されるのですが、道内経済の現状認識と消費税増税の影響、今後の経済対策について、知事の所見を伺います。</p> <p>(二) 産業振興ビジョンについて</p> <p>道は本道経済の活性化のために産業振興施策の推進にあたっての指針として、平成23年産業振興ビジョンを策定し、</p>	<p>(高井副知事)</p> <p>TPPに関する情報についてでございますが、道では、これまで我が国が交渉に参加いたしましたマレーシア、ブルネイの交渉合会に職員を派遣するなど、情報収集に努めてきたところであります。</p> <p>TPPの交渉は、保秘契約のもとで進められていることから、情報の機密保持が徹底され、情報収集には困難を伴いますが、国は、「ルールを守りながら、どのように情報を出していくか工夫したい。」としており、引き続き、国に対して、交渉の状況などについて情報提供と説明を行うよう求めるとともに、道としても、関係団体とのネットワークを活かしながら、粘り強く情報収集に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>TPPに関する道の姿勢についてでございますが、TPP協定は、農林水産業を基幹産業とする本道にとって重大な問題であり、道といたしましては、この8月にも、国に対し、国会決議を十分に踏まえ、本道の農林水産分野における重要品目の関税を維持すること、また、本道経済や道民生活に影響が生ずると見込まれる場合には、交渉からの脱退も辞さないものとし、万全な対応を行うことなどについて、強く求めてきたところであります。</p> <p>さらに、我が国が交渉に参加したマレーシアやブルネイに職員を派遣をし、積極的に情報収集に取り組んでまいっております。</p> <p>今後、分野別合会や2国間協議が進められていく中、私といたしましては、関係団体とも一層連携を強化しながら、国の動きに適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>道内経済の現状認識などについてでございますが、本道経済は、来道者数や有効求人倍率が連続して前年同月を上回るなど、持ち直しの動きが続いているとの評価がある一方、地域では景気の回復を実感できるまでには至っていないとの声が聞かれるところであり、さらに、電気料金の値上げや、消費税率の引き上げによる、道民生活や生産活動への影響も懸念されるところであります。</p> <p>このため、道といたしましては、国に対し、消費税率の引上げに際しては、中小企業の競争力強化など、地域経済の好転を図った上で実施するよう要請するとともに、引き続き、民間企業との連携を強め、今後講じられる国の施策も十分に活用しながら、食や観光、ものづくり産業の振興などに努め、自立型経済構造の実現を目指し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>産業振興ビジョンにおける目標の達成状況などについてでございますが、ビジョンでは、施策の成果を表す指標を設定し、</p>

質 問	答 弁
<p>平成24年度の取り組み実績と目標の達成状況の取りまとめ、経済効果の分析・評価について示しました。</p> <p>主な指標とその進捗状況の内、26年度の実績値を目標としている指標では「商店街の平均空き店舗数」「商談会等における国内新規成約数」「観光入込客数」は基準値が後退、あるいは基準値を下回っているなど概ね厳しい結果となっています。</p> <p>知事は産業振興ビジョンにおける目標の達成状況と、経済効果の分析・評価をどのように受け止められているのか所見を伺うと共に、厳しい結果が表れている項目について、どのような対策を講じられるお考えなのか伺います。</p> <p>(三) 最低賃金について</p> <p>雇用については、有効求人倍率や完全失業率が緩やかに持ち直しているとされながらも、道内では全国に比較して、きわめて厳しい状況が続いております。道の雇用創出の取り組みにおいても、安定的で良質な雇用を拡充することが期待されているにもかかわらず、国の規制改革会議では、労働法制の緩和の方向性が打ち出されており、今後の雇用の劣化が懸念されています。</p> <p>このような状況下において、道内の最低賃金が、時給15円引き上げられることになり、6年連続の2けた引き上げにより、額は734円となりましたが、それでも、生活保護費の時給換算との比較では、全国都道府県で唯一下回る水準にとどまっております。</p> <p>道内の場合、時給制による非正規で働く人を中心に、最低賃金水準に張り付いたような雇用条件が少なくありませんが、今回の最低賃金改定に対する知事の所見を伺います。</p> <p>六 一次産業振興について</p> <p>(一) 農業・農村所得倍増目標10カ年戦略について</p> <p>次に、一次産業振興について伺います。</p> <p>政府、与党は、「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」を推進しようとしていますが、これは、TPPに反対姿勢を示す農家にアメを与えようと考えられたものと思えず、その実現性は極めて低いものと考えます。</p> <p>この戦略は、現在3兆円の農業所得を10年間で6兆円に拡大しようとするもので、拡大する3兆円の内訳は、農業所得で1兆円、6次産業化で2兆円の増加とされており、あたかも農家の所得が倍増するのではないかという期待を持たせるものですが、農林水産大臣は先の国会で「個々の農業者の所得を倍増するのではなく、広く、農業・農村全体の所得の倍増化計画である」と認めました。</p> <p>農業所得の1兆円増額の内訳は経済成長2%を単純に10年かけると1.22倍の0.6兆円、その他、規模拡大、農地集積、流通合理化などで1兆円プラスになるとされているのですが、さらに6次産業化を含めたにしても、知事は北海道の農業所得が政府の言うとおりに、10年間で倍増するという見解をお持ちなのか、またそうであればその根拠についてもお聞きします。</p>	<p>毎年、その進捗状況を取りまとめ、公表をいたしております。</p> <p>この指標は、基本的に23年度の数値を基準とし、直近の24年度の数値などと比較し、代表的な指標の経済的波及効果なども推計をいたしているところであります。</p> <p>その進捗状況は、企業立地件数や雇用創出数など順調に推移しているものがある一方で、観光入込客数や加工組立型工業の出荷額など、必ずしも順調ではないものもありますが、その主な要因としては、震災の影響や円高、デフレなどによる景気の低迷などがあるものと認識をいたしております。</p> <p>道といたしましては、今後とも、これらの指標に加え、日銀短観などの経済分析の活用により、直近の経済動向を把握し、事業の実施や今後の事業の検討に反映するなどして、効果的な施策の展開に努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>最低賃金についてであります。最低賃金制度は、労働者の生活の安定などに寄与し、雇用のセーフティネットとして重要な役割を果たすものであり、国では、生活保護費との乖離の解消に向け毎年度、最低賃金を引き上げてきたところであります。</p> <p>しかしながら、今回は、その解消には至らないものの、まずは、最低賃金が着実に履行されることが重要と考えております。</p> <p>このため、道といたしましては、最低賃金の遵守についての周知はもとより、中小企業者が賃金の支払能力を高められるよう、国に対し、企業への助成制度の拡充などを要望するとともに、経営面や金融面での支援を通じて、経営の安定化を図り、地域経済の活性化につなげてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>農業・農村の振興についてであります。国は、農業を成長産業とし、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指して、担い手への農地集約や輸出の促進、6次産業化などを進めていくための具体的なプランを年内に示す予定と承知しており、地域ごとの様々な課題に対応しながら推進される必要があるものと考えております。</p> <p>本道にとって農業は、重要な基幹産業であり、今後とも、その潜在力をフルに発揮し、生産力の一層の強化や付加価値の向上、多面的価値の発揮などにより、食の総合産業化を進めていくことが重要と考えます。</p> <p>このため道といたしましては、国に対して本道の実態を踏まえた必要な施策の拡充・強化を提案するとともに、農業関係者はもとより、経済界等とも連携をしながら、農業所得の増大と関連産業の活性化に向けて、取組を加速してまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>(二) 水産業の振興について</p> <p>1 海水温の上昇と漁業への影響について</p> <p>近年の温暖化に伴い、道内近海の海水温が上昇の傾向にあります。この影響により、これまで北海道の漁業を支えていた基幹魚種が不漁となり、イカやサンマが採れるべき海域で確保できず、漁業者や関連業界などが大きな打撃を受け、さらに道内の沿岸で採取、栽培されている天然コンブなどの海藻類への影響も生じています。その一方では、南方系の魚種が定置網などに混ざり始めています。</p> <p>地球温暖化の傾向からも、海水温が上昇の傾向を辿ることは、今後も想定されるものであり、そのことを見越した対策を講じていかなければなりません。</p> <p>漁業や水産加工業は、北海道の食の一翼を担う大事な産業であり、加えて、観光や本道の輸出にも大きく寄与しているものであって、重大な問題と位置づけなければいけないものと考えておりますが、こうした環境変化を踏まえた、今後の漁業の振興方策についての知事の見解をお聞きいたします。</p> <p>2 自由貿易に関わる主要水産物の除外について</p> <p>水産業は、円安による原油の高騰もあってコスト上昇分を転嫁できない一方、発展途上国の通貨や中国の人民元に対しては依然として円高が続いていることが原因して輸入水産物が安値状態となっており大変厳しい状況が続いています。</p> <p>イカの輸入量は、年間約10万トンとなっておりますが、国内漁獲量は2000年の60万トンが2012年には約20万トンと三分の一程度に落ち込んでいますが、漁獲量が減っているにもかかわらず、市場でのイカ製品などは値段が安くなっています。</p> <p>その理由は、水産物の加工品は輸入数量に制限が無く水産加工の工場が日本から安い賃金の中国に移ったことにより、イカ天や回転寿司のカットされたイカなどは、全て輸入品といっても良いと大手飲食チェーン店は言っており、これを裏付けるように、イカの調整品、加工品の輸入量は年間約4万トンまでに達している状況であります。</p> <p>今でもコンブ、ホタテ、スケトウダラ、マダラ、シロガネダラ、サバ、イワシ、ニシンなど多種の水産物が輸入されておりますが、世界的な自由貿易に関わってこれらの主要水産物が輸入拡大の対象になりますと、日本、とりわけ北海道の水産業にとっても大きな打撃となるものと思います。</p> <p>北海道の水産関係者も水産物の貿易自由化について、各種貿易交渉から主要水産物の適用除外を求めておりますが、この声をどのように受け止め、今後どのような対策を行うのか、知事の見解を伺います。</p> <p>(三) 道産木材の利用拡大について</p> <p>道では、公共建築物等木材利用促進法に基づき、平成23年3月に「地域材利用推進方針」を策定し、道産木材の利用拡大に向けた取組を進めており、道内136の市町村においても同様の推進方針が策定され、これまでに、国の森林整備加速化・林業再生基金などを活用して、様々な木造の公共施設の整備が進められてきております。</p> <p>近年においても、本道の人工林資源は利用期を迎えていますが、今後もトドマツを中心にその供給能力はさらに高まることを見込まれており、こうした資源を有効に活用し、地域産業の活性化に結びつけていくことは重要であります。</p> <p>道は、道産木材の一層の利用拡大に向けて、地域の公共建</p>	<p>(山谷副知事)</p> <p>海水温の上昇による、海洋環境の変化への対応についてですが、本道周辺の海水温は、年によって変動はありますが、近年は、春から秋にかけて高めに推移する傾向にあり、イカやサンマなどの来遊に影響を及ぼすとともに、コンブや秋サケの生産減少の要因とも考えられており、海洋環境の変化に対応した取組が重要と認識をいたしております。</p> <p>道といたしましては、道総研と連携して、定期的な海洋観測や資源の来遊状況調査を継続して実施し、漁業者に対し情報提供を行うとともに、今年度からは、高水温に対応したコンブの養殖技術の開発や、秋サケ稚魚の放流時期の見直しなどに取り組んでおり、海洋の環境変化の的確な把握や、栽培漁業の技術改良を一層推進をし、本道漁業の振興に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>水産物の輸入についてであります。国においては、食糧自給率の向上や水産物の価格の安定を図るため、主要水産物の輸入に際し、関税措置等を講じているところであります。</p> <p>水産物の輸入が自由化された場合、本道の主要漁業である、コンブやスケトウダラ、イカ漁業等に大きな影響が出ることから、道といたしましては、これまでのWTO交渉や今般のTPP交渉においても、生産者団体や市町村等と連携をし、主要品目を関税撤廃の対象外とするよう、国に要望しているところであります。</p> <p>本道水産業が将来にわたって発展していくためには、秩序ある輸入体制を維持する必要があることから、道といたしましては、今後とも、関係団体と連携をし、主要水産物の現行関税の堅持等について国に対し、強く働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>道産木材の利用拡大についてであります。道では、公共施設の木造化・木質化を推進するため、市町村に地域材の利用推進方針の策定を働きかけるとともに、森林整備加速化・林業再生基金などを活用して、全道各地で92の施設の整備を支援してきたところであります。</p> <p>近年では、民間の大規模な店舗や老人ホームなどが木造で整備されるとともに、この8月には、トドマツを使ったコンビニエンスストアがオープンするなど、企業や法人が木材を活用しようとする気運も高まっているところであります。道といたしましては、木造施設の建設事例や「木のぬくもりが感じられ、過ごしやすい」といった利用者の評価をP</p>

質 問	答 弁
<p>築物はもちろん、商業施設など民間の建築物の木造化・木質化の推進におお一層取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>七 道立北見病院について</p> <p>(一) 日赤との役割分担・連携方策について</p> <p>道立北見病院の日赤北見病院隣地への移転改築について、道としての方向性が示されました。</p> <p>日赤との役割分担・連携方策において、償還費・減価償却費の増加に伴う支出の増加、日赤との重複診療科における収入の減少など、移転改築によって病院事業会計へのマイナスの要素も見込まれますが、そのことを踏まえながら、移転改築を通じ、病院事業を再構築し、適正化をどのように図ろうとするのか知事の所見を伺います。</p> <p>(二) 資金調達手法について</p> <p>また、移転費用は全額病院事業債を活用して32億円を資金調達するお考えのようですが、総務省が示している公立病院改革ガイドラインでは、「病院の施設の新增築、改築等にあたっては、将来的な減価償却費負担軽減の観点から、当該施設・設備整備に要する経費を必要最小限度に抑制するよう努めることが適当」とされております。</p> <p>そこでお伺いしますが、この度の移転改築における建築費起債にあたって総務省の見解と見込みについて伺います。</p> <p>(三) 投資の適正化について</p> <p>日赤病院との役割分担や連携策について、具体的に進んでいない課題やこれまでで示されていない内容がある中、設計費の予算化や医療機器の購入契約だけが先行して議論されることは効率性に欠けるおそれがあります。</p> <p>また、施設・設備の共同利用も明らかに示されていないにも関わらず、基本設計と実施設計を拙速に行う予算計上となっております。</p> <p>病院機能の拡充は必要ですが、役割分担や連携策を踏まえて、道立病院における過剰な設備投資を抑制しなければならぬのは自明の理であります。</p> <p>建設費や医療機器の適正化についての所見を明らかにしていただきたいと思っております。</p> <p>(四) 高度医療機能の確保について</p> <p>この度の移転は医療機能の安定化がこれまで以上に確保されることが最優先でなければなりません。</p>	<p>Rするとともに、店舗や事務所に木材を効果的に活用するモデルプランを作成するほか、トドマツを活用したフローリングや家具など、新たな製品の開発・普及を促進をし、公共施設や民間施設の木造化・木質化を進めてまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に道立北見病院に関し、まず移転整備についてであります。北見赤十字病院との一体的な医療提供体制の構築により、循環器・呼吸器疾患に関する高度専門医療を充実強化しようとするものであり、その機能分担については、両病院や医育大学などとの協議のもとに取りまとめたところであります。</p> <p>移転整備に伴い、企業債の償還などの負担が生じるものの、救急部門の強化や合併症患者への対応などによる患者数の増加を通じた収益の改善を見込んでおります。</p> <p>道といたしましては、北見赤十字病院との役割分担と連携のもと、道立北見病院が有する高度専門医療機能を最大限に発揮するとともに、医師の相互応援や委託業務の共同発注など、より効率的な運営が図られるよう、今後さらに協議を進めてまいります。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>次に道立北見病院に関し、移転改築に係る起債についてであります。公立病院改革ガイドラインにおきましては、ご指摘のとおり病院施設の新築等に当たっては、将来の負担軽減の観点から、その経費について、必要最小限度に抑制するよう努めることが適当であるとされております。</p> <p>道といたしましては、こうした考え方のもと、道立北見病院の移転整備に当たりましては、患者受療動向や地域の将来人口推計を勘案した患者数の見込みとともに、これまで担ってきた循環器・呼吸器疾患のセンター的な役割の充実強化を基本とする施設・設備の整備内容について総務省に事前協議を行ったところであり、先般、企業債の発行について特段の問題はないと見解が示されたところであります。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>次に施設等の整備についてであります。北見赤十字病院が平成27年度中の完成を目指して改築整備を進めている中、道立北見病院と北見赤十字病院との一体的な医療提供体制をできるだけ早期に構築するため、この度、移転整備に係る設計費の補正予算を提案をさせていただいたところであります。</p> <p>整備構想の検討に当たりましては、根幹となる医療機能の分担について両病院や医育大学との間で協議を行いますとともに、圏域における循環器・呼吸器疾患のセンター的役割を果たすために必要な整備内容について検討を行ってきたところであります。</p> <p>道といたしましては、今後、具体的な連携方策について、さらに協議を進め、医療機器の共同利用などを含め、より効率的な施設・設備の整備に努めてまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に高度医療機能の確保についてであります。この度の移転整備については、オホーツク第三次医療圏において唯一</p>

質 問	答 弁
<p>しかし、高度医療機能について、一事業体だけが負担を抱えることは、安定的な医療機能を確保するうえにおいて難しいものと考えます。</p> <p>移転はあくまでも医療確保の効率性のためであり、その上で、知事として圏域の循環器と呼吸器に対する高度医療機能を道自らの責任において実施するものであるという決意の表れなのか所見を伺います。</p> <p>八 社会保障改革への認識について</p> <p>(一) 介護保険制度について</p> <p>政府は8月21日、医療、介護、年金などの社会保障改革のプログラム法案の骨子を閣議決定しました。</p> <p>しかし、法案に盛り込まれました介護保険や国民健康保険の見直し方針を見れば、新たな地域間格差の発生などが懸念される内容となっていることから、道は市町村や道民と十分協議し、国に意見を申し述べていかねばならないものと考えます。</p> <p>介護保険については、要支援認定者を市町村の「地域支援事業」に移行し、特別養護老人ホームの入所基準を、手厚い介護が必要で自宅では負担が重い「要介護3」以上に厳格化するなど、制度の根幹に及ぶような見直しも検討されており、高齢者や家族のみならず、市町村にとっても、負担の増加を招きかねず、地域間の格差拡大も強く懸念されるところでありますが、今回の見直し検討への知事の認識と対応を伺います。</p> <p>(二) 国民健康保険について</p> <p>さらに、国民健康保険については、運営主体を市町村から都道府県に移行する検討が行われています。</p> <p>国保の状況を踏まえれば、主体の規模拡大も一つの選択肢であるとは考えますが、市町村間の保険料の格差や、低下する収納率対策も当然ながら考えねばならない問題です。</p> <p>国保運営主体の都道府県移管についての知事の認識と課題への対応について伺います。</p>	<p>の心臓血管外科を有する道立北見病院が、地方センター病院である北見赤十字病院と一体となって同圏域における循環器・呼吸器疾患の高度・専門医療機能を充実強化しようとするものであります。</p> <p>この構想については、地元自治体等との協議のもとに策定した北網地域医療再生計画の中核的な事業と位置づけ、一次医療の確保や中核的医療機関との連携体制の充実強化などの取組みとともに、地域を挙げて推進していくものであり、私といたしましては、地域医療の確保に向けて、道立北見病院が積極的にその役割を果たしていけるよう努めていくと考えてあります。</p> <p>(知事)</p> <p>介護保険制度の見直しについてであります。政府が、社会保障制度改革推進法に基づき、閣議決定した「法制上の措置」の骨子においては、介護保険制度の見直しに関する方向性が示されたところであります。</p> <p>私としては、介護保険制度が給付と負担のバランスのとれた持続可能な仕組みとなり、いずれの地域に住んでいても、必要なサービスを受けられることが重要と考えております。</p> <p>しかしながら、本道においては、小規模市町村が多く、現在も提供される介護サービスに差がある中で、この度の見直しに伴い、サービスの格差の拡大や質の低下が懸念しており、今後とも、国における見直しの具体的な内容を見極めながら、市町村や関係団体のご意見も伺い、本道の地域特性等を十分考慮するよう国に要望してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、国民健康保険の都道府県移行についてであります。国民健康保険の保険者のあり方については、これまでも全国知事会等を通じて、市町村国保が抱えている保険料の市町村間における格差や、一般会計からの繰入による赤字補填などの構造的な問題について、抜本的な解決を図った上で、将来にわたり持続可能な実効性のある制度を検討すべきと主張してまいったところであります。</p> <p>道といたしましては、国費の投入等による国保の財政基盤の確立をはじめ、保険料等の設定、保険料の賦課・徴収や保健事業の実施における都道府県や市町村の適切な役割分担等について、今後の具体的な制度設計の検討にあたって、本道の実情が的確に反映されたものとなるよう全国知事会とも十分に連携しながら、国に対し強く求めてまいります。</p>
<p>九 防災対策について</p> <p>(一) 建築物の耐震化について</p> <p>次に、建築物の耐震改修の促進について伺います。</p> <p>建築物の耐震化をより促進するため、本年5月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正されました。これを受けて不特定多数が利用するホテル、病院、商業施設等は平成27年度までに耐震診断の実施とその結果の報告が義務づけられることとなります。</p> <p>しかし、道内の経済環境は、いまだ厳しい状況が続いており、安全性の確保の必要性を十分理解しながらも、事業者負担が重くのし掛かることから、一部の業種によっては、早急に対応することは厳しいとの声が聞こえてまいります。</p>	<p>(高井副知事)</p> <p>建築物の耐震改修の促進についてであります。国では建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、不特定多数の方々が利用する大規模建築物に対する、耐震診断の義務化などを盛り込んだ法改正を行ったところであります。</p> <p>道としては、このたびの法改正を踏まえ、市町村と連携して、対象建築物の調査を進めてきたところであり、現在までに約200棟の民間建築物の所有者の方々へ、その旨をお知らせしたところであります。</p> <p>今後、所有者など関係者を対象に、札幌、函館、釧路など道内主要都市で、法改正の趣旨や国の補助制度の周知を図る</p>

質 問	答 弁
<p>道は対象となる施設がどのくらいと把握し、所有者や道民にどのように理解を深めようとするのか所見を伺います。</p> <p>また、義務である耐震診断の実施と診断結果の報告を期限までに行う上での課題をどのように受け止め、どう対処するお考えなのか伺います。</p> <p>十 道内の交通ネットワークについて</p> <p>(一) J R 北海道の状況について</p> <p>J R 北海道では特急での出火事故等が相次いだことから、先ず安全体制を確保する為に、運行の間引きによる車両負荷の軽減や整備時間を確保することを目的に11月からダイヤを改正し、特急の減速や減便を実施することが発表されました。</p> <p>この減便により上下線で札幌-函館間が4本、札幌-釧路・札幌-旭川が2本ずつ減便され、また特急や快速エアポートなどが時速10kmから20kmほど減速され、所要時間が数分から20分程度長くなる見通しです。</p> <p>J R 北海道における安全性の確保は急務ではありますが、いずれも道内を結ぶ大動脈でありビジネス客や観光客等に大きな影響が出るのが考えられますが、どのようにお考えなのか伺います。</p> <p>また、J R 北海道の対応を踏まえ、道としても、道内の交通ネットワークの構築にしっかり取り組むべきと考えますが、併せて所見を伺います。</p> <p>(二) J R 函館線の事故対策について</p> <p>8月16日から道南地域をおそった集中豪雨により、北海道の交通の大動脈・J R 函館線が脱線事故になり、8月17日未明から3日間にわたって不通になり、旅客輸送、観光、物流などに甚大な影響をもたらしました。</p> <p>この現場では、8月9日の大雨でも砂利流出があり、3年前にも同様の災害が発生しており、J R 北海道と函館開発建設部、八雲町が協議してまいりましたが、抜本改修は実現しておりませんでした。</p> <p>民主党北海道として対策本部を設置し、8月22日に現地を調査し、8月27日にJ R 北海道、北海道開発局と道に対して早急な抜本対策を要請、その中で求めていた新たな放水路の設置について検討することになったようです。</p> <p>旅客輸送、貨物輸送に万全を期す観点から、これまでなかなか進展の無かった三者の協議に道としても積極的に連携し、新たな放水路の設置が早急に措置されるなどの対策に万全を尽くすべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>(三) 五稜郭・木古内間並行在来線経営計画について</p> <p>北海道新幹線の仮称・新函館開業に伴い、J R 北海道から経営分離される、江差線に関して、鉄道事業許可申請など具体的な開業準備を進める必要があることから、26年5月の新会社設立に向け、沿線市町やJ R 北海道と様々な分野において協議が行われています。</p> <p>J R 設備の譲渡・取得とその際の安全確保対策、人員の派遣、出資や増資、収支計画をはじめ様々な要素が更に加わり、目前に迫った会社設立に向け、具体的な議論を加速させなければなりません。</p> <p>しかし、示された素案においては、J R 北海道との協議が</p>	<p>ための説明会を開催することとしているところであります。</p> <p>また、民間建築物の所有者の方々からは、耐震診断の実施に向けて、負担軽減や情報提供などの要望がありますことから、国に対して支援策の拡充を要望するほか、各地域に相談窓口を設置するなど、所有者の方々の意見を十分お伺いしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>(荒川副知事)</p> <p>J R 北海道の特急列車等の減速・減便などについてであります。J R 北海道においては、特急列車における出火などの重大なトラブルが続いている事態を重く受け止め、車両への負荷を軽減し、十分な整備時間を確保するため、11月から、特急列車の減速や減便といった措置を採る方針を決定いたしました。</p> <p>道としては、こうしたJ R 北海道の対応は、安全を最優先とするため、やむを得ないものと考えておりますが、道民生活をはじめ、産業・経済全般への影響が懸念されますことから、ダイヤ編成や車両の確保などにより、減便の影響を最小限にすることや、車両更新など設備投資の着実な推進について要請を行ったところでございます。</p> <p>また、道といたしましても、代替交通手段の確保や交通モード間の円滑な接続が保たれますよう、北海道運輸局や北海道バス協会など、関係機関と一層緊密な連携を図りながら、影響が最小限となるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(荒川副知事)</p> <p>J R 北海道の事故対策についてであります。去る8月17日未明に貨物列車の脱線事故が起きたJ R 函館線は、道内の交通の要となる主要路線でありまして、本道と本州を結ぶ物流ルートとしても重要な役割を担っておりますことから、道としても、直ちに関係職員を現場に派遣し、現況を確認させるなどの対応をしてまいりました。</p> <p>また、現在、関連する施設を保有・管理するJ R 北海道、函館開発建設部及び八雲町の間で、災害防止対策について協議を行っておりますことから、この三者協議を主催するJ R 北海道に対し、道として協議の場への出席を申し入れましたほか、河川管理者である八雲町に対しましては、技術的支援などの相談に対応する旨、お伝えしたところでございます。</p> <p>道といたしましては、本件に関する運輸安全委員会の調査結果も踏まえつつ、三者協議が円滑に進み、再発防止に向けた迅速な措置が図られるよう、引き続き、国の関係機関とも連携を密にしながら、適切に対応してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>道内の交通ネットワークに関し、江差線の第三セクター鉄道会社についてであります。北海道新幹線の開業時にJ R 北海道から経営分離される江差線の五稜郭・木古内間は、沿線地域にとって重要な生活路線であるとともに本道と本州を結ぶ幹線的な物流ルートとしての役割を担っており、安定的な運行を確保する必要があると認識致します。</p> <p>現在、道と沿線3市町で構成をする開業準備協議会において、運行に必要な要員数など、鉄道運営に関わる多岐にわたる項目についてJ R 北海道などとの協議を重ね、会社経営の基本的な事項を定める「経営計画」の策定に取り組んでいる</p>

質 問	答 弁
<p>合意に至っていないことや、様々な課題が山積しており、道として応分の負担が増えることが見込まれているにも関わらず、その内容は具体性に乏しく、具体的な論議も出来ない状況となっています。</p> <p>本年10月には経営計画(案)が示されることになっていますが、26年5月の鉄道会社設立に向け、知事として協議・決定にどのように取り組もうとするのか所見を伺います。</p> <p>(四) HACについて</p> <p>私たちはこれまで、議会において、新幹線・総合交通体系対策特別委員会において、HACの経営のあり方について、様々な議論を重ねてきた経緯があります。同社は、経営危機表面化後、道や道内自治体、経済界などの減資と再出資、借入れに対する道の損失補償枠の設定などの措置によって、経営を継続してきたわけです。</p> <p>道は、日本航空に対し、再びHACを子会社化することを働きかけてきているということが報じられておりますが、その経過について伺います。</p> <p>また、この経営危機後の日本航空側の一連の対応をめぐることは、負担のバランスに欠けるなどの不満もあったところです。</p> <p>しかし、経営再建策実施の経過の中で、女満別エリアや釧路エリアは、減資に加えて路線の休廃止を強いられることになったわけですが、再度、子会社化を求めるに際して、こうした課題について、どう対応されるのか、併せて伺います。</p>	<p>ところであります。</p> <p>今後、運行に不可欠なJR北海道からの支援の確保などについても協議を加速するとともに、議会でのご議論も踏まえながら、沿線の市・町と一体となって、来年5月の準備会社設立と27年度末の開業に向けた取組を着実に進めてまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>HACに係る道の対応についてであります。HACにおいては、昨年度から道が講じてきた支援策などにより、着実に経営改善が進んでおりますが、JALグループから離れたことによる負担が大きく、地上サービス費などコスト面で課題を抱えているところであります。</p> <p>JALにおいては、本年7月からHACとのコードシェアをスタートさせ経営改善にもつながりつつあるところではあります。道では、経営の安定化に向け、グループの一員となることを含め、更なる支援の可能性について、JALや国などと検討を進めているところであります。</p> <p>このことについては、実現の可能性などを模索する中での検討であり、事務レベルの打合せとして進めてきたことから、議会等へのご説明が不十分であったと考えており、今後は、道議会への説明など、意を尽くしてまいりたいと考えております。</p> <p>道といたしましては、HACがJALグループからの離脱を余儀なくされて以降、株主や道内外の地域の方々のご理解とご協力に支えられて、運航を継続してきたという経過を何よりも大切にしながら、今後の検討・調整にあたってまいりたいと考えております。</p>
<p>十一 スポーツ振興について</p> <p>(一) 東京オリンピック等強化合宿の誘致について</p> <p>日本時間8日未明、ブエノスアイレスのIOC総会において、2020年の開催都市が東京に決定しました。</p> <p>国民の多くが、この決定を心から待ち望んでいたものとは思いますが、このことで、東日本大震災の被災地や被災者の皆さんのことを忘れてはなりません。</p> <p>さて、49年前の東京オリンピックでは、オリンピック開催を機に各競技の強化が行われ、結果として日本のメダル獲得数は世界3位となりました。その後、様々な変遷を経ましたが、近年は景気の低迷に伴い企業の運動部の廃部や選手への企業支援の後退など、社会人の競技人口も下降線を辿っているのが現状です。</p> <p>一方、23年の「スポーツ基本法」の制定、そして今回の開催地決定に伴い、今後は、政府に置いてもスポーツ庁の設置構想も含め、改めてスポーツ関連予算も大幅に増額されることが想定されます。</p> <p>道内はこれまで、自治体の努力も有り、プロスポーツを含めて実業団の合宿が各地で行われておりますが、オリンピック開催に伴い、各競技の強化合宿も今まで以上に活発になってくるものと思っておりますし、プレ大会やジュニア・シニア、アジア地区など、様々な国内・国際大会も視野に入っております。</p> <p>知事はこの機会を大いに利用し、北海道の優位さを利用した国内競技の強化合宿などの他、様々な国内大会の誘致、さらに、開催地でのトレーニングを目的とした各国からの遠征</p>	<p>(知事)</p> <p>強化合宿等の誘致に向けた取組についてであります。オリンピックの開催を契機に競技力強化のための合宿や大会を誘致することは、道内の青少年にとって、トップアスリートの高い技術に接する貴重な機会となるほか、スポーツの振興はもとより、観光振興や地域の活性化にもつながるものと考えているところであります。</p> <p>こうしたことから、冷涼な気候や豊かな食環境などに恵まれ、条件が整っている本道に国内外から合宿等を招致するため、道といたしましては、今後、日本オリンピック委員会など関係機関から海外選手団の合宿等の希望などの情報を収集するとともに、市町村の受入れ意向や交通アクセスなどの受入地域の情報を各競技団体を通じて、国内外の様々なスポーツ団体に対し発信するなど、道内への合宿等の誘致について、市町村と連携して積極的に取り組んでまいる考えであります。</p>

質 問	答 弁
<p>など、道として様々なスポーツの誘致に力を注ぐべきと考えますがご所見を伺います。</p> <p>(二) スポーツ北海道宣言等について 北海道は平成12年に「スポーツ北海道宣言」をし、内外に明らかにしてまいりました。 この中では、五つの目標を立てられ、道民が力を合わせて取り組むことを誓っています。 これからの7年間はスポーツ熱が高まり、あらゆる機会において一流選手のプレーを目にする機会や交流する機会も増えてくるものと思います。 直近のロンドンオリンピックでは13名の本道出身選手が3個のメダルを獲得しており、これら一流アスリートと青少年の交流は、ジュニアスポーツにいそしむ若い方々に希望を与え、自ら高みを目指すきっかけになる大切なものと考えます。 今回の決定を受け、「スポーツ北海道宣言」そして「北海道スポーツ推進計画」の具現化を図り、道民皆スポーツ、道内スポーツの振興・強化を進める様々な施策を展開すべきと思いますが、知事のお考えをお聞きます。</p> <p>十二 いじめ問題について (一) いじめ条例制定の意義と道の役割について 1 条例制定の意義について 次にいじめ防止について伺います。 いじめ問題の防止は、わが会派としても重要な問題と受け止めており、いじめ防止対策のプロジェクトをたちあげたところです。 そこで伺いますが、条例を提案するにあたって、知事は、北海道独自のいじめ防止条例を制定する意義をどのように考えられたのか、そして、その結果として、どのような地域、学校を目指そうとしているのか伺います。</p> <p>2 道の役割について わが会派としては、当事者である子どもたちや、実際に学校の枠外で、子どもたちを支援しているNPOや民間団体の声や経験を踏まえて、北海道独自の具体的ないじめ防止のためのしくみづくりや人材育成などに、財源措置を含めて、一歩でも二歩でも、道自ら踏み出すことが重要であり、その契機の一つとして、この条例をとらえておりますが、こうした道が果たす役割についての知事の所見を伺います。</p> <p>(二) 条例検討及び推進のための場のあり方について 1 検討について 第2回定例会でわが会派は、条例制定の検討委員会の参加の仕組みについて、子どもたちを含めた当事者・学校現場の意見が反映される枠組みにすべきとの提言をさせていただき、それを踏まえて、検討委員会における真摯な議論に加え、道として地域別説明会を開催してきたものと思いますが、地域別説明会では、道の基本的な考え方に関して、どのような意見があり、それをどのように受け止め対応されるのか伺い</p>	<p>(山谷副知事) スポーツ北海道宣言についてであります。オリンピックなどの国際大会の地元開催は、スポーツを通じて、心豊かな人材を育成し、潤いと活力のある地域づくりを進める大きなきっかけとなるものでありますことから、「スポーツ北海道宣言」を行っている道といたしましては、この度の東京オリンピックの開催決定を契機に、スポーツが人々にとって、より身近なものとなり、体力や年齢、性別、障がいの有無に関わらず、道民がスポーツを楽しめるよう、積極的な施策展開に努めてまいる考えであります。 そのため、今年3月に策定した「北海道スポーツ推進計画」に基づき、地域スポーツクラブや学校・市町村、また、スポーツ団体・企業などと連携し、子どもの運動能力の向上や地域の特色を生かしたスポーツ活動の推進、更には、競技力向上に向けた選手強化や指導者の充実など幅広い施策の推進に努め、道内スポーツの振興に積極的に取り組んでまいる考えであります。</p> <p>(知事) 次に、いじめ問題に関し、まず、条例制定の意義などについてであります。人間として絶対に許されない「いじめ」が、依然として、後を絶たない状況にあることから、道といたしましては、いじめ防止の基本理念や道、学校、道民など関係者の責務や役割を定めた条例を制定することで、社会全体で取り組むという、道の姿勢を明確にし、いじめの防止対策を総合的かつ効果的に推進したいと考えております。 私といたしましては、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる地域や学校を目指し、関係者の連携の下、より実効ある、いじめ防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(知事) 最後に、道が果たす役割についてであります。いじめ防止を社会全体の取組とするためには、道や学校、保護者の責務のほか、道民、事業者の役割を定め、地域において、子どもたちの見守りに努めることが大切であると考えます。 こうしたことから、いじめの未然防止の取組や、そのために必要な人材の育成、活用などについては、NPOや民間団体、さらには広く道民の皆様から御意見をいただき、より実効ある、いじめ防止対策となるよう、道教委と連携して、施策の策定・実施に取り組んでまいる考えであります。</p> <p>(教育長) 地域別説明会での意見などについてであります。7月22日から8月12日まで全14管内で開催した説明会では、参加者から、条例の基本的な考え方などについて約180件の御意見をいただきました。 意見は、概ね、条例制定について肯定的であり、具体的には「いじめが生まれない環境づくりを進めるなど、未然防止に重点を置いた取組を進めるべき」、「市町村間の取組に差が</p>

質 問	答 弁
<p>ます。</p> <p>2 推進について</p> <p>また、今後の条例推進に当たっては、検討委員会や地域の意見を踏まえて、法の施行や国のいじめ防止基本方針の策定などを待つまでもなく、道としての独自の姿勢を明確にすべきであり、その一つのモデル事例となるのが、議員提案による「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」での問題解決の仕組みと考えます。</p> <p>地域で生きづらさ、暮らしづらさを感じた人が、声を出せる、そして分野を超えて問題解決にあたる「地域づくり委員会」などを参考にしながら、そことの連携も含めて、学校、教育委員会の枠を超えた、子どものSOSやさまざまな声を出せる地域協議会のあり方などを検討すべきと考えますが、所見を伺います。</p> <p>十三 教育課題について</p> <p>(一) 高校、特別支援学校の配置計画について</p> <p>1 地域の意見について</p> <p>次に、教育課題について教育長に伺います。</p> <p>先に26年度から28年度の公立高等学校配置計画が発表されましたが、小清水高校の募集停止、虻田高校の地域キャンパス校化、旭川凌雲高校と旭川東栄高校の統合など原案どおりの内容となっています。</p> <p>道教委は地域別検討協議会を開催し、地域や学校の関係者からの意見を聞く手続きを進めていますが、協議会の中では、募集停止や統合に反対する意見が多く出されていたにもかかわらず、提案どおりとなるのが、今年も繰り返されました。</p> <p>高校の存廃は、生徒、保護者のみならず、地域にとっても重要な課題であるがゆえに、地域での協議が形骸化しているとの批判の声が後をたちません。</p> <p>地域の意見を真摯に受け止める姿勢が必要と考えますが、道教委は、今回の配置計画を固めるにあたって、協議会などでの意見をどのように受け止め、結論に至ったのか、教育長に伺います。</p> <p>2 指針の見直しについて</p> <p>都市部での統合も含め、高校の縮小が繰り返されています。</p> <p>今後も高校入学者の減少傾向が続けば、これまでの機械的、数合わせ的な手法では多くの地域から高校の姿が消えかねません。</p> <p>北海道の広大さ、地域の衰退などの本道の現状を考えたとき、適正学級数を4から8学級などとして平成18年度に策定された「新たな高校教育に関する指針」の見直しが必要ではないかと思いますが、教育長の所見をお伺いします。</p>	<p>生じないようにすることが大切」など、今後の参考とすべき貴重な御意見をいただいたところでございます。</p> <p>道教委では、こうした御意見を踏まえ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動を促進することや、市町村や市町村立学校の取組に対しまして、道が必要な指導、助言又は援助を行うことなど、実効あるいじめ対策につなげてまいりる考えでございます。</p> <p>(教育長)</p> <p>地域における取組についてであります。いじめの防止対策などを着実に進めていく上では、いじめの問題を、市町村教育委員会や学校だけでなく、地域の問題としても捉え、地域の関係機関・団体や住民の方々の協力を得て取り組んでいくことが重要と考えております。</p> <p>このため、議会議論も踏まえ、法では地方公共団体の任意設置とされている関係機関・団体の連携強化のための組織を、道においては、第三者の参画も得て必置とすることや、各市町村が設置する際には、道が必要な指導、助言や支援を行う旨の規定を条例に設けることについて検討を進めております。</p> <p>また、市町村の取組を効果的に支援するとともに、地域での関係機関や団体との連携を強めることや、子どもたちや地域の方々の意見を反映していくことなどの観点から、管内でどのような取組が必要かということについても、今後検討を進めてまいりる考えでございます。</p> <p>(教育長)</p> <p>地域の意見についてであります。高校配置計画案の公表後、全道19会場の地域別検討協議会や地元の検討の場などにおきましては、募集停止や再編にかかわって、一定の理解を示すご意見があった一方で、存続を求めるとご意見や再編時期の見直し、さらには、募集停止後における在校生への配慮を求めるとご意見などをいただきました。</p> <p>配置計画は、生徒や保護者の方々はもとより、地域に対しても少なからず影響を与えるものと認識しており、高校存続に向けた地域の方々の強い思いにつきましても、私としても受け止めておりますが、中学校卒業生数が大幅に減少し、高校の小規模化が進む中で、教育水準を確保し、教育環境の充実を図るためには、募集停止や再編は避けて通れないものと考えております。</p> <p>今後とも、配置計画の策定に当たりましては、様々な機会をとらえ、道教委の考え方を丁寧に説明をし、地域の方々と十分協議しながら検討してまいりる考えでございます。</p> <p>(教育長)</p> <p>「新たな高校教育に関する指針」についてであります。この「新たな指針」は、国の施策の動向、社会の変化や時代の要請を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとしており、学級編制基準の改正など国の施策に大きな変化があった場合には見直しを検討する考えでございます。</p> <p>道教委といたしましては、この「新たな指針」の考え方に基づき、教育水準の確保や教育環境の充実を図る観点から、中学校卒業生数はもとより、生徒の進路動向、学校・学科の配置状況、地域の実情などを総合的に勘案するとともに、地域</p>

質 問	答 弁
<p>3 通学費等補助制度について</p> <p>20年から実施されている「遠距離通学費等補助制度」は、期限を5年間としていることから、今後、制度廃止となる地域が生じ、そのため、負担を肩代わりして制度を実施継続をしている自治体も出始めました。</p> <p>しかし、制度の趣旨からすると、5年たっても、通学する生徒の状況や家庭の経済状況が変わるわけではありません。</p> <p>通学のために家計に与える影響は少なくないことから、期限の延長についての所見を伺うとともに、併せて補助の内容、さらには、統廃合実施の高校に限定されている適用対象の拡大などの検討についての所見をお伺いします。</p> <p>4 特別支援学校の配置について</p> <p>公立特別支援学校配置計画では、道東、道北で特別支援学校を新設し、道央圏でも学級増を進めるとしています。身近な地域に特別支援学校が配置されることは、利用者にとってはありがたいことですが、障がいがある生徒が地域の学校で学びたいという希望は困難だという壁の前に、未だ解決されていないことも事実です。</p> <p>北海道は、これまで、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」を制定し、併せて「障害者基本法」が改正され、「共生社会の実現」、「ともに学ぶ教育」が基本的な施策となり、障害のある子どもたちが地元の高校への入学や進級が可能となる「合理的配慮」が求められることになったわけですが、そうした観点からの特別支援学校の適正な配置への所見を伺います。</p> <p>(二) 学力向上について</p> <p>1 全国学力・学習状況テストについて</p> <p>(1) 道教委が掲げた26年度目標について</p> <p>次に、学力向上についてです。</p> <p>先頃、今年春に実施されました全国学力テストの結果が公表されました。道教委は、26年度に全国平均以上という目標を掲げた取り組みをしていますが、このたびの結果については、「小学校すべての教科、中学校では国語A、数学Aで全国平均との差が縮まった」と評価する一方で、「厳しく受け止めている」ともコメントしています。道教委が掲げた26年度の目標をこのまま掲げ続けるのか、また、その展望をどう描かれるのか、教育長に伺います。</p>	<p>の方々のご意見を伺いながら高校配置計画を策定してまいりたいと考えております。</p> <p>(教育長)</p> <p>通学費等補助制度についてであります。本制度は、従前から高校のない市町村との均衡を考慮するとともに、激変緩和措置として創設したものでありますことから、募集停止となる前年度に中学生であった生徒が高校を卒業するまで補助金を受給できるよう補助期間を5年間としております。</p> <p>補助期間の延長や、募集停止となった高校の所在する地域以外への適用につきましては、制度の趣旨から難しいものと考えておりますが、地域別検討協議会などのご要望を踏まえ、控除額を引き下げて1万円を超える額を補助することとしたほか、補助金を月ごとに支払いができるよう改善しているところでございます。</p> <p>道教委といたしましては、今後も本事業の実施状況や再編後の生徒の進路動向、通学費の負担状況等の就学実態の分析・検証を行い、引き続き、制度の効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(教育長)</p> <p>特別支援教育の充実についてであります。道教委では、障害者基本法の改正内容を踏まえつつ、個別の教育的ニーズに対応できるよう、多様で柔軟な学びの場の整備が大切であると認識しております。</p> <p>特別支援学校の配置に当たりましては、一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を受けさせたいとの保護者のニーズの高まりなどから、小・中学校における特別支援学級や特別支援学校の在籍者が増加し、とりわけ、職業学科を設置する高等部への進学希望者が増加していることを踏まえまして、必要な受入体制を整備してきており、また、高等学校におきましても、これまで、校内体制の整備や教職員の専門性向上、特別支援学校との連携強化を図ってきたほか、平成23年度からは、学校生活や学習活動の支援などを行う特別支援教育支援員の配置を進めるなど、支援体制の充実に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、生徒や保護者が、障がいの状態などに応じて進学先を選択できるよう、適切な学校整備を図るなど、支援の充実にも努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(教育長)</p> <p>次に学力向上に関しまして、まず、学力に関する目標についてであります。道教委では、これまで学力調査の分析に基づき、教育の機会均等という義務教育の趣旨を踏まえまして、平成26年度までに「全国平均以上」という目標を掲げております。</p> <p>本年度の調査では、昨年度と比較しまして、平均正答率が小・中学校の全8教科中6教科で全国との差が縮まったものの、依然として全ての教科で全国平均を下回っております。</p> <p>このことは、「習得することが望ましいと国が判断した学習内容」が他県の子どもと比べて身に付いていないという事実を示しているものと受け止めており、目標の達成に向けまして、市町村や学校、保護者などとこれまで以上に連携しながら、基礎学力保障の取組を加速させてまいりたいと考えてござい</p>

質 問	答 弁
<p>(2) 学力向上への取り組みについて</p> <p>順位、平均点ランキングばかり取り上げられ、評価される教育は、いびつです。学校現場の教職員が、過去の出題の反復ドリル、学力テスト直前の集中的なドリルの実施など、テスト受験するための技術指導に追われるような状況を、道教委が市町村教委や学校現場に押しつける手法を唯一の学力向上策とすることは疑問を生じます。</p> <p>それぞれの学校が児童生徒や地域の実情に応じた、学力向上のプランを立案し、時間をかけて、地域や学校にあった取り組みを継続することを市町村教育委員会や道教委が指導、支援することこそが必要と考えます。道教委が取り組むべきは、政権交代で頓挫した少人数学級の推進や多忙化を解消し、授業に専念できる環境を整備することや、地域と現場教職員が一緒になって地域の教育を進める態勢づくりへの支援だと考えますが、教育長の所見を伺います。</p> <p>2 小学校英語の教科化について</p> <p>文科省は、小学校での英語教育の取り組みが積極的に行われている学校の全国調査を行うなど小学校での英語の教科化に向けた動きを強めているようです。</p> <p>国の教育再生実行会議の提言に応じた動きですが、そもそも、英語教育を拡充することの必要性の是非すら十分な議論がないまま進められていることに有識者からも疑問の声が上がっています。</p> <p>小学校での英語の教科化への教育長の所見を伺います。</p>	<p>ます。</p> <p>(教育長)</p> <p>学力向上に向けた取組についてでございますが、本道では、すべての学校が「学校改善プラン」を作成し、学力向上に向けて主体的に取り組んでいるところであり、道教委では、子どもたちに必要な基礎学力を確実に身に付けさせる観点から、チャレンジテストの実施や、授業改善を図る際に活用できる分析ツールの提供などにより、こうした学校の取組を積極的に支援してきております。</p> <p>また、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導を充実するため、これまで、国の加配定数を活用した少人数学級の実施や、外部人材の活用など地域と連携した学力向上の取組を推進するとともに、子どもと向き合う時間をより確保できるように、教職員の多忙化の解消に向けた具体的な取組を進めるなど地域における教育環境の充実に努めてきております。</p> <p>今後とも、各学校が保護者や地域の方々と課題や危機意識を共有し、学力向上に向けた取組を一層進めることができるよう、市町村教育委員会などと連携を図りながら必要な支援に努めてまいります。</p> <p>(教育長)</p> <p>最後に、小学校英語の教科化についてであります。国は、各学校段階の外国語教育の拡充について、これまで継続的に検討を行ってきており、新学習指導要領では、小学校高学年への外国語活動の導入や高校の英語の授業を英語で行うことなどの取組が実施されてきました。</p> <p>こうした取組に引き続き、本年6月に策定された国の教育振興基本計画では、小学校における英語教育実施学年の早期化、指導時間の増、教科化、指導体制の在り方などについて、検討を開始し、逐次必要な見直しを行うこととなっております。</p> <p>道教委といたしましては、子どもたちが国際社会の一員としての自覚をもち、主体的に行動できるようにするためには、英語によるコミュニケーション能力を一層高めていく必要があると認識しております。</p> <p>今後の国の具体的な検討に際しましては、小学校外国語活動や英語教育に早くから取り組んできた研究開発学校の成果及び指導上の課題なども踏まえ、全国都道府県教育委員会連合会などとも連携し、必要な意見を述べてまいります。</p>